

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		犬山歴史研究会補助金 (犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		犬山歴史研究会		代表者名	会長 丸山和成		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市社会教育団体育成補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成9年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		郷土の歴史・文化の研究活動と普及を目的に活動している団体に対する助成であり、補助金交付要綱に交付団体が定められているため					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		犬山市は数多くの歴史資源を有し、それらの保存活用を推進するには、各資源への理解と興味を喚起する市民への普及活動が不可欠といえる。犬山歴史研究会は郷土の歴史文化に関する調査研究や講演活動を継続して実施しており、市がそれらの一部に助成することで、効果的に普及啓発活動を推進することができる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算		
		30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円		
		(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		全8回の研修会を開催し、「刀鍛冶の伝統を引き継ぐ」、「近世木曾川流域を訪ねて②」等、郷土史に関するものを中心に実施し、屋外研修では犬山城下町や関市・美濃市での鍛冶鍛錬や美濃和紙あかりアートの見学などに赴き、新たな知見を深めた。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		139,031 円			
		うち補助事業全体の経費		139,031 円			
		うち補助対象経費		116,310 円			
		補助対象経費の内訳		講師招聘費		75,000 円	
				通信費		3,150 円	
				研修・視察等補助金		5,000 円	
				会場費		7,950 円	
				印刷費		13,210 円	
				会報誌発行費		12,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		予算の範囲内で市長が適当と認める額			
		補助限度額		30,000円			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付又は額の確定を行う		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		会員のネットワークを利用し、郷土史家や専門家による講演会を開催することができる。また、様々なテーマによる郷土史の研究発表は、市民の犬山の歴史文化に対する理解と興味を喚起している。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		犬山祭山車保存修理補助金		市の担当部課	教育部 歴史まちづくり課			
				問い合わせ先	0568-44-0354			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山祭保存会(中本町)		代表者名	代表理事 石田芳弘			
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	－			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化財保存事業費補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助		補助開始年度	昭和42年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		国の補助事業として採択された事業に対して交付する補助金であるため						
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		「犬山祭の車山行事」は、その民俗的価値の高さにより、国の重要無形民俗文化財に指定されている。平成28年にはユネスコ無形文化遺産にも登録され、国際的な評価も受けた。犬山祭で使用する車山や懸装品は有形文化財としての価値も高く、適切な保存修理が不可欠であるため、高額な保存修理費の一部を市が負担することによって正しい保存活用が可能となる。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度予算
		530,000 円		3,416,000 円		3,334,000 円		5,889,000 円
		(530,000 円)		(3,416,000 円)		(3,334,000 円)		(5,889,000 円)
市の補助金を使って実施した事業の内容		中本町車山の水引幕(右面)復元新調、刺繍内金具復元新調						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			不明			
		うち補助事業全体の経費			15,116,000 円			
		うち補助対象経費			15,116,000 円			
		補助対象経費の内訳			報償費		45,000 円	
					旅費		80,540 円	
					請負費		14,828,000 円	
					監理料		125,000 円	
					役務費		1,200 円	
					事務経費		36,260 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額			国が補助対象経費と認めた経費の1/3以内(千円未満切捨)			
		補助限度額			予算の認められる範囲において1事業につき1,000万円			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付または額の確定を行う			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		国の重要無形民俗文化財である犬山祭は、犬山城下で受け継がれてきた伝統と、愛知県指定有形民俗文化財である車山13輦、犬山祭の原型を留める練り物が揃って初めて成立するものである。文化財的価値を損なわない修理を実施することで、世界に誇る地域の伝統行事を毎年滞りなく実施でき、結果的に地域の活性化にも繋がっている。						
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			不明			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有			

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		犬山祭伝承助成金		市の担当部課	教育部 歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山祭保存会(車山所有13町内)		代表者名	代表理事 石田芳弘		
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化資源等の保存及び伝承等助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助		補助開始年度	昭和47年度	補助終了年度 未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		犬山祭の伝承者(保護団体)に対する助成であり、助成金交付要綱に交付対象事業が定められているため					
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		「犬山祭の車山行事」は、その民俗的価値の高さにより、国の重要無形民俗文化財に指定されている。平成28年にはユネスコ無形文化遺産にも登録され、国際的な評価も受けた。祭りの継承には祭礼執行や年間を通した維持管理のための莫大な費用が必要であり、市がそれらの一部に助成することで、保護団体(車山所有13町内)の負担が軽減され、文化財の確実な継承に繋がる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績	令和7年度予算
		5,117,773 円		5,764,969 円		5,710,535 円	5,850,000 円
		(5,117,773 円)		(5,764,969 円)		(5,710,535 円)	(5,850,000 円)
市の補助金を使って実施した事業の内容		令和6年の犬山祭は車山行事の規模・時間帯とも通常どおりの開催であり、通年にわたる用具等の点検、補修、補充も従来どおり実施した。また令和7年の犬山祭開催に向け、安全と伝統の継承を踏まえた準備を行った。 【ハード面】(1)車山の安全点検(危険箇所の取り替え補修等) (2)衣装、楽器等の修理・新調 (3)車山全般の維持管理 【ソフト面】(1)廻所場の開催 (2)安全対策					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			不明		
		うち補助事業全体の経費			6,389,374 円		
		うち補助対象経費			6,328,410 円		
		補助対象経費の内訳			祭礼運営費		4,557,212 円
					車山保存費		1,757,068 円
					その他経費		14,130 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額(但し1町内あたりの限度額有)			
		補助限度額		5,850,000円(車山所有13町内×450,000円)			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付または額の確定を行う		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		犬山祭の継承には、祭礼運営や日常の車山及び用具の管理など莫大な費用が必要であり、車山所有町内の大きな負担となっている。祭礼の運営費や用具管理の一部に助成を行うことで、世界に誇るべき地域の伝統行事が毎年確実に実施できており、結果的に地域の活性化にも繋がっている。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			不明		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		犬山祭保存会助成金		市の担当部課	教育部 歴史まちづくり課	
				問い合わせ先	0568-44-0354	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山祭保存会		代表者名	代表理事 石田芳弘	
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化資源等の保存及び伝承等助成金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成10年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		犬山祭の伝承者（保護団体）に対する助成であり、助成金交付要綱に交付対象事業が定められているため				
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		「犬山祭の車山行事」は、その民俗的価値の高さにより、国の重要無形民俗文化財に指定されている。平成28年にはユネスコ無形文化遺産にも登録され、国際的な評価も受けた。（一社）犬山祭保存会は、全国の山車祭り保護団体と連携を取りながら祭りの保存と伝承を目的とした後継者育成事業などの活動を推進しており、市がそれらの一部に助成することで、保護団体の負担が軽減され、文化財の確実な継承に繋がる。				
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算	
		1,855,735 円	1,660,445 円	1,799,489 円	2,000,000 円	
		(1,855,735 円)	(1,660,445 円)	(1,799,489 円)	(2,000,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		コロナ禍収束後約2年が経過した令和6年の犬山祭は、令和5年同様通常どおりの規模・時間帯で車山行事を開催し、年間を通じて犬山祭やからくり文化の普及のための活動を実施した。また令和7年の犬山祭開催に向け、雑踏事故を未然に防ぐための安全対策を踏まえた準備を行った。 市内の小学校で実施したからくり体験講座や、犬山祭保存会フェイスブックを介した祭り文化の紹介などにより、幅広い層に犬山祭の魅力を伝えることができた。他団体との情報交換も継続し、会員の育成と活動内容の充実を図ることができた。令和7年の犬山祭に向けては若い世代の会員が中心となって準備を進め、伝統を将来へ繋ぐ道筋をつけた。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		14,353,654 円		
		うち補助事業全体の経費		14,353,654 円		
		うち補助対象経費		1,799,489 円		
		補助対象経費の内訳		会議費・諸会費		185,683 円
				連合会・協議会等経費		43,391 円
				からくり町巡り		24,210 円
				HP管理・会員証経費・保険料		779,434 円
				教育活動・祭礼費・渉外費		463,205 円
				事務通信費		303,566 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額		
		補助限度額		2,000,000円		
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付または額の確定を行う	
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		犬山祭は、ユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉾・屋台行事」の一つとして、後世への確かな継承が求められている。保護団体である（一社）犬山祭保存会の活動資金に助成を行うことで、他の保護団体との情報交換などを通した祭りの伝承活動と情報発信が効果的に進められている。				
その他参考事項		—				
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		11,629,626 円		
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		11,629,626 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有	

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		稚児山保存助成金		市の担当部課	教育部 歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山祭保存会(練り物所有3町内)		代表者名	代表理事 石田芳弘		
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化資源等の保存及び伝承等助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和47年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		犬山祭の伝承者(保護団体)に対する助成であり、助成金交付要綱に交付対象事業が定められているため					
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		「犬山祭の車山行事」は、その民俗的価値の高さにより、国の重要無形民俗文化財に指定されている。平成28年にはユネスコ無形文化遺産にも登録され、国際的な評価も受けた。祭りの継承には祭礼執行や年間を通した維持管理のための莫大な費用が必要であり、市がそれらの一部に助成することで、保護団体(練り物所有3町内)の負担が軽減され、文化財の確実な継承に繋がる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算		
		4,510 円	63,874 円	125,773 円	150,000 円		
		(4,510 円)	(63,874 円)	(125,773 円)	(150,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		令和6年の犬山祭は通常どおりの規模・時間帯で行事を開催した。通年にわたる用具等の点検、補修、補充を中心とした活動も継続した。また令和7年の犬山祭開催に向け、安全と伝統の継承を踏まえた準備を行った。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		不明			
		うち補助事業全体の経費		177,244 円			
		うち補助対象経費		177,244 円			
		補助対象経費の内訳		祭礼運営費		174,764 円	
				その他		2,480 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額			
		補助限度額		150,000円(練り物所有3町内×50,000円)			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付または額の確定を行う		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		練り物は犬山祭の原型を留めるものであり「犬山祭の車山行事」を構成する重要な文化財である。祭礼の運営費や用具管理の一部に助成を行うことで、世界に誇るべき地域の伝統行事が毎年確実に実施できており、地域の活性化にも繋がっている。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		不明			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		からくり文化振興助成金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課			
				問い合わせ先	0568-44-0354			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山祭保存会(からくり文化振興部)		代表者名	代表理事 石田芳弘			
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化資源等の保存及び伝承等助成金交付要綱			
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成5年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		犬山祭の伝承者(保護団体)に対する助成であり、助成金交付要綱に交付対象事業が定められているため						
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		犬山祭の特徴の一つはすべての車山にからくりが備えられていることであり、からくり操作の後継者育成は祭りの伝承に不可欠といえる。犬山祭保存会からくり文化振興部が実施するからくりの振興と普及を目的としたさまざまな活動の一部に助成することで、保護団体の負担が軽減され、文化財の確実な継承に繋がる。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算			
		300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円			
		(300,000 円)	(300,000 円)	(300,000 円)	(300,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		からくり人形の実演披露、犬山高校や犬山中学校におけるからくり人形操作と囃子演奏の指導、からくり文化振興部の部員練習を実施した。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		449,179 円				
		うち補助事業全体の経費		449,179 円				
		うち補助対象経費		374,930 円				
		補助対象経費の内訳		修繕・備品費				118,420 円
				報償費				251,500 円
				会議・研修費				5,010 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額				
		補助限度額		300,000円				
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付又は額の確定を行う			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		専門家によるからくり操作指導は年間を通して実施され、中高生の伝統文化に親しむ機会の創出と、文化祭等への出演による犬山のからくり文化発信につながっている。これにより若年層への文化の伝承が継続的に実施されている。						
その他参考事項		—						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		10,034 円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無		

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		石上祭助成金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課					
				問い合わせ先	0568-44-0354					
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		尾張富士石上げ祭伝承保存会		代表者名	会長 奥村欽治					
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	—					
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化資源等の保存及び伝承助成金交付要綱					
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助		補助開始年度	平成12年度	補助終了年度	未設定			
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		石上げ祭の伝承者（保護団体）に対する助成であり、助成金交付要綱に交付対象事業が定められているため								
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		石上げ祭は、いわれが民話として語り継がれてきた特徴ある祭りであり、愛知県の無形民俗文化財に指定されている。祭礼運営には莫大な費用が必要であり、市がそれらの一部に助成することで、保護団体の負担が軽減され、文化財の確実な継承に繋がる。								
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度予算		
		1,000,000 円		1,000,000 円		1,000,000 円		1,000,000 円		
		(1,000,000 円)		(1,000,000 円)		(1,000,000 円)		(1,000,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		石上げ祭を継承するための年間にわたる活動を実施し、伝統に則って祭礼を開催した。								
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）			2,780,222 円					
					うち補助事業全体の経費				2,780,222 円	
					うち補助対象経費				1,759,552 円	
		補助対象経費の内訳		祭事費		1,544,452 円				
				文具印刷費		134,684 円				
				通信費		44,226 円				
				雑費		36,190 円				
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の額						
		補助限度額		1,000,000円						
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付または額の確定を行う					
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		石上げ祭の運営には莫大な費用が必要であり、保護団体の大きな負担となっている。祭礼の運営費等の一部に助成を行うことで、地域の伝統行事が毎年確実に実施できており、結果的に地域の活性化にもつながっている。								
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）			11,056 円					
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）			0 円					
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無					

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		民俗文化財保存伝承事業補助金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課						
				問い合わせ先	0568-44-0354						
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		伏屋町内会 他23団体		代表者名	伏屋町内会代表者 他23名						
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	—						
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市民俗文化財保存伝承事業補助金交付要綱						
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成22年度	補助終了年度	未設定				
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—									
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市内各地で守りつたえられてきた伝統行事の伝承にかかる経費（伝統行事等に使用する用具の保存修理、神楽屋形等の保存修理、後継者育成）に対して補助金を交付することによって、その保存伝承を図ることができる。									
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度予算			
		422,986 円		630,000 円		720,000 円		897,000 円			
		(211,986 円)		(330,000 円)		(420,000 円)		(597,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		伝統行事等の後継者育成事業									
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）				不明					
		うち補助事業全体の経費				1,054,223 円					
		うち補助対象経費				1,052,223 円					
		補助対象経費の内訳		伝統行事等の後継者育成事業						1,052,223 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額			後継者育成事業：補助対象経費の額 用具等の保存修理又は復元新調事業：補助対象経費の額1/3						
		補助限度額			後継者育成事業：上限3万円 用具等の保存修理又は復元新調事業：上限50万円						
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う						
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		地域で継承してきた伝統行事等の保存伝承を助成することによって、犬山の民俗文化財を継続的に保護することができる。									
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）				不明					
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）				0 円					
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						無			

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		民俗文化財復旧再開事業補助金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山川祭保存会		代表者名	会長 小川克夫		
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市民俗文化財復旧再開事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和2年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		かつて市内で継承されていたが維持が困難となり休止状態となっている伝統行事等の復旧再開にかかる経費（伝統行事等に使用した用具の保存修理・新調・後継者育成）に対して補助金を交付することによって、市民が地域風土に根差した暮らしを取り戻し、伝統行事等を地域資源として活用するための礎を築く。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績	
		0 円		0 円		167,000 円	
		(0 円)		(0 円)		(167,000 円)	
令和7年度予算		60,000 円					
市の補助金を使って実施した事業の内容		川祭の囃子で使用する締太鼓等の復元新調					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）			不明		
		うち補助事業全体の経費			503,800 円		
		うち補助対象経費			503,800 円		
		補助対象経費の内訳			締太鼓		415,800 円
					檜折台		88,000 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		後継者育成事業：補助対象経費の額 用具等の保存修理又は復元新調事業：補助対象経費の額の1/3			
		補助限度額		後継者育成事業：上限3万円 用具等の保存修理又は復元新調事業：上限50万円			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付または額の確定を行う		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		囃子の復興に不可欠な楽器類を復元新調したことにより、川祭の復旧再開に向けての活動が一步前進した。伝統行事等で、担い手の高齢化や継承者不足によって維持が困難となり休止に至るものが各地で散見される中、これらの行事は地域を繋ぐ核である場合が多く、その復旧再開は人の輪の復活という地域コミュニティの機能強化に繋がる効果をもたらす。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）			不明		
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）			0 円		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無				

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		伝統的建造物保存事業助成金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 1件		代表者名	—		
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	犬山市文化財保護条例		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化財保存事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成22年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市内の伝統的建造物の保全のために、保存修理工事への補助金の交付は必要であり効果も十分見込めるものである。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算		
		2,745,000 円	5,000,000 円	5,000,000 円	5,000,000 円		
		(2,445,000 円)	(3,700,000 円)	(2,500,000 円)	(2,500,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		登録有形文化財かつ歴史的風致形成建造物である茶室の保存修理工事（屋根、内外壁の改修および基礎の構造補強）					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		9,445,480 円			
		うち補助対象経費		8,109,402 円			
		補助対象経費の内訳		工事請負費 8,109,402 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		外観、主要構造部等に関する部分に要する経費の3分の2以内の額			
		補助限度額		1件5,000,000円			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請または実績報告に基づき補助金の変更交付または額の確定を行う		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		補助金を交付することにより、修理工事に伴う所有者の負担を減らし、市内の伝統的建造物の保存に繋がる。					
その他参考事項		国土交通省の社会資本整備総合交付金街なみ環境整備事業の対象である。市が補助した額について一定額が交付金として交付される。（都市計画課が窓口） ※令和6年度充当額 2,500,000円					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		0 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		犬山城白帝文庫補助金 (犬山城費特別会計)		市の担当部課	教育部 歴史まちづくり課					
				問い合わせ先	0568-44-0354					
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		公益財団法人 犬山城白帝文庫		代表者名	理事長 成瀬淳子					
関係規定	法令	—		条例	—					
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山城の保存及び活用等助成金交付要綱					
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助		補助開始年度	平成17年度	補助終了年度	未設定			
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山城所有者								
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		犬山城及び成瀬家伝来の美術工芸品・古文書等の調査研究を進め 歴史的資料の保存・公開をする事業に犬山市が補助金を交付することにより、犬山の文化発展に寄与することができる。								
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度予算		
		29,700,000 円		29,700,000 円		29,700,000 円		29,700,000 円		
		(0 円)		(0 円)		(0 円)		(0 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		・常設展/企画展/特別展による所蔵資料の公開事業 ・所蔵資料の整理、調査、修復作業及び研究紀要の発刊 ・文化振興を目的とする所蔵資料の貸出事業 ・講演会/古文書講座の開催 等								
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			36,531,013 円					
					うち補助事業全体の経費				33,525,830 円	
					うち補助対象経費				33,525,830 円	
		補助対象経費の内訳		役員報酬		2,400,000 円				
				事業人件費:学芸員(正規1、嘱託1、臨時雇用1)		10,012,793 円				
				管理人件費:事務局(嘱託2)		4,201,536 円				
				事業経費		13,358,919 円				
				管理経費		3,552,582 円				
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額 29,700,000円						
		補助限度額		未設定						
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	白帝文庫の事業展開の確保のため					
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		犬山城の所有者であり研究機関である犬山城白帝文庫に補助金を支出することで、特に近世以降の犬山城及び犬山城主成瀬氏に関する調査研究や講演等による普及啓発活動を推進することができる。								
その他参考事項		—								
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			906,147 円					
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			0 円					
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無							

※令和6年度の実績に基づき作成しています。